市民部市民税課

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(案)の概要について

1 個人市民税

個人市民税の非課税措置の範囲の拡大【施行期日:令和3年1月1日】 (令和3年度課税~)

ひとり親家庭の経済的支援の充実を図るため、児童扶養手当を受給しているひとり親(前年の合計所得金額が135万円以下である者に限る。)に対し、個人市民税を非課税とする措置を講ずる。

●第24条, 第36条の3の2, 第36条の3の3関係 (P6上から8行目, P1下から11行目, P1下から6行目)

【現行の個人市民税の非課税措置の範囲】

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者

2 軽自動車税

(1) 環境性能割の臨時的軽減【施行期日:令和元年10月1日】

(令和元・2年度課税:令和元年10月1日~令和2年9月30日取得分のみ適用)

消費税率引上げに伴い、自動車取得時の負担を緩和し、需要平準化を図る観点から、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用軽乗用車(新車・中古車)について環境性能割の税率を1%軽減(※)する。

●附則第15条の3, 附則第15条の7関係 (P2下から12行目, P4上から2行目)

※この措置による地方税の減収分は、全額国費で補填

БV	税率		
区分	現行 (未施行)	臨時的軽減	
電気自動車等(※),2020年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税	
2020年度燃費基準達成	1 %	非課税	
上記以外	2 %	1 %	

※電気自動車等:電気自動車,燃料電池自動車,天然ガス自動車,プラグインハイブリッド車及び クリーンディーゼル車 (2) 環境性能割の非課税及び減免の基準の統一【施行期日:令和元年10月1日】 (令和元年度課税~)

自動車取得税の廃止に伴い、新たに創設された環境性能割については、市の歳入ではあるが、賦課徴収事務は東京都が行うことから、非課税、減免の取扱いについて、東京都と基準を同様とする。

●附則第15条の4関係(P3下から7行目)

東京都 -

環境性能割市税分の徴収に当たり 多摩26市の基準統一の必要性



【主な内容】

- ・日本赤十字社が所有する軽自動車に係る環境性能割の非課税の基準を東京都の基準に統一する。
- ・障害等のある方のために使用する軽自動車に係る環境性能割の減免の基準についても、東京都の基準に統一する。
- (3) グリーン化特例(軽減課税)の見直し

【施行期日:ア:令和元年10月1日 イ:令和3年4月1日】

(ア:令和2・3年度課税 イ:令和4・5年度課税)

新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車等の普及などの観点から,消費税率 引上げに配慮し,グリーン化特例(軽減課税)の見直しを図る。

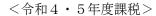
ア 現行の種別割に係るグリーン化特例(軽減課税)措置を2年間延長する。

- イ 令和3年度及び令和4年度に新車登録した自家用軽乗用車のうち,電気自動車・天然ガス自動車に限定して,グリーン化特例を適用する。
- ●附則第16条関係(P4上から7行目)

<現行及び合和2・3年度課税>

区分		軽減率
電気自動車 天然ガス自動車		75%
ガソリン車	2020年度基準+30%達成	50%
ハイブリッド車	2020年度基準+10%達成	25%

(令和元年度・2年度取得分については,現行の特例措置を延長する。)



区分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75%

(4) 減免に係る申請方法の見直し【施行期日:令和元年10月1日】 (令和2年度課税~)

身体障害等のある方等が所有する軽自動車の種別割の減免について,申請手続に係る申請者の負担軽減のため,申請方法の見直しを図る。

- ・前年度において減免を受けた方で障害状況等に変化がない場合は、当該年度にお ける減免申請書の提出があったものとする。
- ●第84条関係(P2上から13行目)

初回提出書類

- 減免申請書
- •納税通知書
- ・身体障害者手帳の写し
- ・運転免許証の写し

2回目以降提出書類

・現況届

3 その他所要の改正及び規定の整備

区分	改正概要	条例	施行日	議案掲載箇所
所要の改正	寄附金税額控除に係る所要 の改正及び文言の整理	○第34条の6 「(市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。)」 ⇒「のうち、規則で定めるもの」	公布の日	1ページ 上から6行目
	所得税法の改正に伴う市民	○第36条の2第6項 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与 で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内 に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第 317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものに ついては、施行規則で定める記載によることができる。	令和2年1月1日	1ページ 上から 9 行目
規定の整備	市民税申告に係る条文の追 加に伴う項ズレ及び文言の 整理		令和2年1月1日	1ページ 上から7行目及び 2ページ 上から10行目

4 経過措置

区分	概要
市民税	ア 寄附金税額控除控に係る所要の改正は、平成31年1月1日以後の支出分について適用。 (条例第34条の6第1項) イ 市民税申告の記載の変更は、令和2年度以後の申告書から適用。 (条例第36条の2第6項) ウ 扶養親族等申告書への単身児童扶養者に該当する旨の記載は、令和3年度以後の申告書から適用。 (条例第36条の3の2第1項及び第36条の3の3第1項) エ 単身児童扶養者の非課税措置は、令和3年度以後から適用 (条例第24条第1項)
軽自動車税	ア 軽自動車税の環境性能割の規定は、令和元年10月1日以後取得分から適用 (附則第15条の3, 附則第15条3の2, 附則第15条の4及び附則第15条の7第3項) イ 令和元年10月1日以後の軽自動車税の種別割は令和2年度分から適用 (附則第16条及び附則第16条の2) ウ 軽自動車税種別割のグリーン化特例は、令和3年度以後の軽自動車税の種別割に適用し、 それまでは、従前のとおり。 (附則第16条第5項)